(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の業務(第28条第1項第7号イを除き、以下「業務」という。)の委託契約に関し、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(機器取扱説明書、運転詳細説明書、図面及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下単に「仕様書」という。)に従い、法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)中履行し、委託者は、契約書記載の業務期間(以下「業務期間」という。)における業務の履行につき、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する業務を履行させるため、 業務に関する指示を受託者又は受託者の業務総括責 任者(第8条に定める業務総括責任者をいう。以下 この項及び第7条第2項において同じ。)に対して行 うことができる。この場合において、受託者又は受 託者の業務総括責任者は、当該指示に従い業務を行 わなければならない。
- 4 受託者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で 用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合 を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定める ものとする。
- 6 この約款及び仕様書における期間の定めについて は、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明 治32年法律第48号)の定めるところによるもの とする。
- 7 受託者が共同企業体を結成している場合において は、受託者は、この契約に基づく全ての行為を共同 企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当 該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行 為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行っ たものとみなし、また、受託者は、委託者に対して 行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表 者を通じて行わなければならない。
- 8 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第 108号)等の改正等によって消費税等額に変動が 生じた場合は、委託者は、この契約をなんら変更す ることなく業務委託料に相当額を加減して支払う。 (指示等及び協議の書面主義)
- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下この条において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定 に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面

に記録するものとする。

(契約の保証)

- 第3条 受託者は、高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号)の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において委託者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の 提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料(1年当たりの額とする。第4項、第28条第2項及び第32条第1項第1号において同じ。)の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が 変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委 託者は、保証の額の増額を請求することができ、受 託者は、保証の額の減額を請求することができる。 (権利義務の譲渡等)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第5条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た 秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 履行期間(業務期間を含む。以下同じ。)の終了後又 は第28条から第31条までの規定により委託者若 しくは受託者がこの契約を解除した後も、同様とす る。
- 2 受託者は、委託者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 受託者は、法令に定めがあるもののほか、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した 部分を第三者に委任してはならない。
- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任しようとす るときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければな らない。ただし、仕様書において指定した軽微な部 分を委任しようとするときは、この限りでない。
- 3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し

た者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求 することができる。

(監督職員)

- 第7条 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏 名を受託者に通知しなければならない。監督職員を 変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 委託者の意図する業務を履行させるための受 託者又は受託者の業務総括責任者に対する業務に 関する指示
  - (2) この約款及び仕様書の記載内容に関する受託 者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の 業務総括責任者との協議
  - (4) 業務の進ちょくの確認、仕様書の記載内容と 履行内容との照合その他この契約の履行状況の調 な
- 3 委託者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、 原則として、書面により行わなければならない。
- 5 委託者が監督職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 6 委託者が監督職員を置かないときは、この約款に 定める監督職員の権限は、委託者に帰属する。 (業務総括責任者)
- 第8条 受託者は、業務の履行上の管理を行う業務総 括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託 者に通知しなければならない。業務総括責任者を変 更したときも、同様とする。
- 2 業務総括責任者は、この契約の履行に関し、業務 の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履 行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第 1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同 条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこ の契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく 受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、業務総括責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。 (業務総括責任者等に対する措置請求)
- 第9条 委託者は、業務総括責任者、受託者の使用人 又は第6条第2項の規定により受託者から業務を委 任された者がその業務の実施につき著しく不適当と 認められるときは、受託者に対して、その理由を明 示した書面により、必要な措置をとるべきことを請 求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、 当該請求に係る事項について決定し、その結果の請

- 求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著し く不適当と認められるときは、委託者に対して、そ の理由を明示した書面により、必要な措置をとるべ きことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、 当該請求に係る事項について決定し、その結果を請 求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなけ ればならない。

(履行報告)

第10条 受託者は、仕様書の定めるところにより、 この契約の履行状況について委託者に報告しなけれ ばならない。

(貸与品等)

- 第11条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、仕様書に定めるところにより、履行期間の終了、仕様書の変更等によって不用となった貸 与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、 毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委 託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状 に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しな ければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第12条 受託者は、業務の内容が仕様書又は委託者 の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適 合しない場合において、監督職員がその履行を請求 したときは、当該請求に従わなければならない。こ の場合において、当該不適合が委託者の指示による ときその他委託者の責めに帰すべき事由によるとき は、委託者は、必要があると認められるときは履行 期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損 害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(条件変更等)

- 第13条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る 質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が 一致しないこと (これらの優先順位が定められて いる場合を除く。)。
  - (2) 仕様書に誤り又は脱漏があること。
  - (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は 人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について 予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたと き、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したとき は、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなけれ

ばならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実 が確認された場合において、必要があると認められ るときは、委託者は、仕様書の訂正また変更を行わ なければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第14条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、 必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関す る指示(以下この条において「仕様書等」という。) の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更す ることができる。この場合において、委託者は、必 要があると認められるときは履行期間若しくは業務 委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたとき は必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第15条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は 一部を一時中止させることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した 場合において、必要があると認められるときは履行 期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業 務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必 要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

- 第16条 受託者は、その責めに帰すことのできない 事由により履行期間内に業務を完了することができ ないときは、その理由を明示した書面により、委託 者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合に おいて、必要があると認められるときは、履行期間 を延長しなければならない。
- 3 委託者は、前項の履行期間の延長が委託者の責め に帰すべき事由による場合において、業務委託料に ついて必要と認められる変更を行い、又は受託者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。

(委託者の請求による履行期間の変更)

- 第17条 委託者は、特別の理由により履行期間を変 更する必要があるときは、履行期間の変更を受託者 に請求することができる。
- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認 められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。

(事情変更)

第18条 予測することのできない特別の事情により、

履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著し く不適当となったときは、委託者又は受託者は、業 務委託料の変更を請求することができる。

(履行期間の変更方法)

第19条 履行期間の変更については、委託者と受託 者とが協議して定める。

(業務委託料の変更方法等)

- 第20条 業務委託料の変更については、委託者と受 託者とが協議して定める。
- 2 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要 とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担す る必要な費用の額については、委託者と受託者とが 協議して定める。

(一般的損害)

第21条 履行期間中に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害に ついて、当該第三者に対して損害の賠償を行わなけ ればならないときは、受託者がその賠償額を負担す る。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額 (仕様書の定めるところにより付された保険により 填補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸 与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由に より生じたものについては、委託者がその賠償額を 負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸 与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべ き事由があることを知りながらこれを委託者に通知 しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との 間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託 者は、協力してその処理解決に当たるものとする。 (業務委託料の変更に代える仕様書の変更)
- 第23条 委託者は、第12条から第17条まで又は 第21条の規定により業務委託料を増額すべき場合 又は費用を負担すべき場合において、特別の理由が あるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又 は一部に代えて仕様書を変更することができる。こ の場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受 託者とが協議して定める。

(業務委託料の支払)

- 第24条 受託者は、業務を完了したときは、第10 条の規定により委託者に報告しなければならない。
- 2 委託者又は委託者が検収を行う者として指名した職員(以下「検収員」という。)は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、仕様書の定めるところにより、業務の完了を確認するための検収を完了し、当該検収の結果を受託者に通知しなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 受託者は、業務が前項の検収に合格しないときは、 直ちに修補して委託者又は検収員の検収を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を

業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

- 4 受託者は、第2項の検収に合格した後、業務委託 料の支払を請求することができる。
- 5 委託者は、前項の規定による請求があったときは、 請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払 わなければならない。
- 6 委託者がその責めに帰すべき事由により第2項に 規定する期間内に検収を完了しないときは、その期 限を経過した日から検収を完了した日までの期間の 日数は、前項に規定する期間(以下この項において 「約定期間」という。)の日数から差し引くものとす る。この場合において、その遅延日数が約定期間の 日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定 期間の日数を超えた日において満了したものとみな す。

#### (一部完了払)

- 第25条 月ごとの業務が完了したときは、前条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「業務委託料」とあるのは「完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。
- 2 前項の規定により受託者が一部完了部分に相当する金額を請求することができる回数は、1年当たり12回を超えることができない。
- 3 前項の一部完了部分の支払回数については、仕様 書に定めるところによる。ただし、委託者と受託者 とがあらかじめ協議し、この契約と同時に別紙支払 予定表として定めることができる。
- 4 前項の場合において、各一部完了部分に係る請求 額に1円未満の端数を生ずることとなるときは、そ の端数の合計金額は業務期間の最終の一部完了部分 に係る請求に含めるものとし、最終の一部完了部分 以外の各一部完了部分に係る請求においてはその端 (不当要求行為を受けた場合の措置)
- 第26条 受託者は、この契約の履行に当たっては、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた 場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄 の警察署に被害届を提出すること。
- (3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に掲げるところによる。
- (1) 暴力団等 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第29条第8号及び第10号において同じ。)、暴力団関係者 (暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第31条第8号において同じ。)又は暴力団員以外の者で、暴力団員以外の者で、暴力団において同じ。)その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第29条第10号において同じ。)

その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この 契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行 為をいう。

#### (委託者の解除権)

- 第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに 該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に 業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 業務総括責任者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、 その違反によりこの契約の目的を達成することがで きないと認められるとき。
- (5) 第30条第1項の規定によらないでこの契約の 解除を申し出たとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- 代表一般役員等(代表役員等(個人である場合に はその者を、法人である場合には代表権を有する役 員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員 を含む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般 役員等(法人の役員(執行役員を含む。)又はその支 店若しくは営業所(常時業務等の委託契約を締結す る事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除 く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者を いう。以下この号において同じ。) が暴力団関係者(暴 力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力 団員(以下このアにおいて「暴力団員」という。)又 は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団 (以下この号において「暴力団」という。)と関係を 持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは 暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の 維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをい う。以下この号において同じ。)であると認められる とき。
- イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第 三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える ため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認めら れるとき。
- ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の 財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認めら れるとき。
- エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社 会的に非難されるべき関係を有していると認められ るとき。
- オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、委託者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- 第28条 委託者は、この契約に関して、次の各号の

いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この項において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下この項において「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 第29条 受託者は、業務が完了するまでの間は、前 2条に定めるもののほか、必要があるときは、この 契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した ことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損 害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第29条の2 次の各号のいずれかに該当する場合に おいては、受託者は、業務委託料の10分の1に相 当する額を違約金として委託者の指定する期間内に 支払わなければならない。
- (1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が 解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否した場合又は受 託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務に ついて履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、

前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、第27条第6号の規定による契約解除の全部又は一部について、第3条第1項第3号及び第4号に掲げる保証が適用されない場合は、その適用されない範囲内においては、この限りでない。

(受託者の解除権)

- 第30条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第14条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条第1項の規定による業務の中止が履行期間の10分の5(当該10分の5に相当する期間が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によって この契約の履行が不可能となったとき
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した 場合において、損害があるときは、その損害の賠償 を委託者に請求することができる。

(解除の効果)

第31条 この契約が解除された場合には、第1条第 2項に規定する委託者及び受託者の義務は、消滅す ス

(解除に伴う措置)

- 第32条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、 方法等については、この契約の解除が第27条、第 28条又は条第29条の2第2項の規定によるもの であるときは委託者が定め、第29条第1項又は第 30条第1項の規定によるものであるときは受託者 が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段 に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等に ついては、委託者が受託者の意見を聴いて定めるも のとする。

(賠償金の支払)

第33条 受託者は、第28条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、委託者が業務完了の報告を受けた後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、 委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨 げるものではない。

(保険)

第34条 受託者は、仕様書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第35条 受託者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、 受託者から遅延日数につき年2.5パーセントの割 合で計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

第36条 受託者は、この契約による事務を処理する ため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取 扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第37条 この約款に定めのない事項については、必要 に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

# 別 記 ○個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び高松市(以下「発注者」という。)の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高松市条例第37号)その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項(以下「本特記事項」という。)を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

## (作業責任者等の届出等)

- 第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を遵守するように作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (作業場所の特定等)

- 第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、この契約による業務 の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受注者が 発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

#### (教育及び研修の実施)

- 第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業 責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及び 研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

### (秘密の保持)

- 第6条 受注者は、この契約による事務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
- 2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

#### (個人情報の受領)

第7条 受注者は、発注者から個人情報を受領する場合は、発注者が指定した方法、日時及び場所で行うものとし、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

### (再委託)

- 第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、次項の発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、 再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、 再委託先における安全性及び信頼性を確保する方策並びに個人情報の取扱状況についての再委託先 に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を発注 者に申請しなければならない。
- 3 前項の承認を得た場合においては、受注者は発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果 について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合における個人情報の取扱については、本特記事項の規定を準用する。

## (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (個人情報の管理)

- 第10条 受注者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の 管理を行わなければならない。
  - (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を管理すること。
  - (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
  - (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
  - (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバック アップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同様以上の保護措置を施すこと。
- (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
  - (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を 取り扱う作業を行わないこと。
  - (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

# (収集の制限)

- 第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

# (個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理 以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (個人情報の返還又は廃棄)

- 第13条 受注者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去し又は廃棄しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録 媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならな い。
- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又 は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

#### (定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

## (監査及び実施調査)

- 第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実施調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。
- 2 受注者は、発注者が前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報の提供を求め、又は本委 託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

# (事故発生時等の対応)

- 第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該 事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告 し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の 事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受注者は、発注者が受注者から報告を 受けた内容を公表することに同意するものとする。

# (契約解除)

- 第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部 を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その 損害の賠償を請求することはできない。

### (損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又 は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受 注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。